

○蟹江町特別工業地区建築条例

平成 8 年 3 月 22 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、特別工業地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別工業地区)

第 2 条 特別工業地区の区域は、都市計画において定められた区域とする。

(建築の制限)

第 3 条 特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、公益上やむを得ないと認めて町長が許可した場合においては、この限りでない。

(既存の建築物に対する規制の緩和)

第 4 条 この条例の施行の際現に存し、又は建築の工事中である建築物(前条の規定に適合しないものに限る。)で法又はこれに基づく命令若しくは条例(この条例を除く。)の規定に適合しているものについては、前条の規定にかかわらず、当該建築物が同条の規定に適合しなくなった時(以下「基準時」という。)を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築することができる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第 52 条第 1 項及び第 53 条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(罰則)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 前 2 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する前 2 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、都市計画特別工業地区の決定の告示の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

2 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の8に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)

3 倉庫業を営む倉庫

4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

6 カラオケボックスその他これに類するもの

7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

8 次に掲げる事業を営む工場

(1) 印刷用インキの製造

(2) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造

(3) コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの

(3)の2 印刷用平板の研磨ま

(3)の3 糖衣機を使用する製品の製造

(3)の4 原動機を使用するセメント製品の製造

(3)の5 ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの

(4) 木材も引割若しくはかんな削り、機織、撚ねん糸、組ひも、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの

(5) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの

(6) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉

(7) 合成樹脂の射出成形加工

(8) めっき

(9) 原動機を使用する印刷

(10) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)を使用する金属の加工

(11) タンブラーを使用する金属の加工

(12) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)を使用する作業

(13) 玩具がんぐ煙火の製造

(14) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量10リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)

(15) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)

(16) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付

- (17) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (18) 骨炭その他動物質炭の製造
- (18)の2 せっけんの製造
- (18)の3 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造
- (18)の4 手すき紙の製造
- (19) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
- (20) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
- (21) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (22) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨  
磨ま又は磨ま機による金属の乾燥研磨まで原動機を使用するもの(工具研磨まを除く。)
- (23) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
- (23)の2 レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (24) 墨、懐炉灰又はれん灰の製造
- (25) 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えないつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鋳造を除く。)
- (26) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (27) ガラスの製造又は砂吹
- (27)の2 金属の溶射又は砂吹
- (27)の3 鉄板の波付加工
- (27)の4 ドラムかんの洗浄又は再生
- (28) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (29) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの